

令和 9 年度 税 制 改 正 要 望 事 項 （ 新 設 ・ 拡 充 ・ 延 長 ）

（国土交通省不動産・建設経済局土地政策課）

項 目 名		国土利用計画法の改正に伴う所要の措置		
税 目		所得税、法人税		
要 望 の 内 容	【要望の内容】 土地の取得・利用に関する情報把握強化や効果的な監督の実施等を図るための国土利用計画法の改正に伴い、土地の譲渡等に係る事業所得等の課税の特例などについて、所要の措置を検討する。 【関係条文】 租税特別措置法第 34 条の 2 及び第 65 条の 4 並びに租税特別措置法施行令第 19 条及び第 38 条の 5 並びに租税特別措置法施行規則第 17 条の 2			
		平年度の減収見込額	—	百万円
		（制度自体の減収額）	（	— 百万円）
新 設 ・ 拡 充 又 は 延 長 を 必 要 と す る 理 由	土地の取得・利用に関する情報把握強化や効果的な監督の実施等を図るための国土利用計画法の改正に伴い、必要に応じ、所要の措置を講じる必要がある。	（改 正 増 減 収 額）	（	— 百万円）

今回の要望（租税特別措置）に関連する事項	合理性	政策体系における政策目的の位置付け	—
		政策の達成目標	—
		租税特別措置の適用又は延長期間	—
		同上の期間中の達成目標	—
		政策目標の達成状況	—
	有効性	要望の措置の適用見込み	—
		要望の措置の効果見込み（手段としての有効性）	—
	相当性	当該要望項目以外の税制上の措置	—
		予算上の措置等の要求内容及び金額	—
		上記の予算上の措置等と要望項目との関係	—
		要望の措置の妥当性	—

これまでの租税特別措置の適用実績と効果に関連する事項	租税特別措置の適用実績	—
	租特透明化法に基づく適用実態調査結果	—
	租税特別措置の適用による効果（手段としての有効性）	—
	前回要望時の達成目標	—
	前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	—
これまでの要望経緯		—